

要望事項 (優先順位 1)

長源寺西側斜面 (岩倉長谷町) への急斜地崩壊防止工事の実施

要 旨

岩倉北学区地域は、平成27年7月3日に土砂災害防止法に基づき区域指定が行われました。

岩倉北学区自治連合会は、現在自治会館を所有していません。学区内の様々な会合などは、長源寺で行い、また、今日まで近隣住民の方の避難場所でもありましたが、今回の区域指定に伴い、避難場所から外すこととなりました。

学区住民の思いとして、今後、長源寺の改築を行い、(現在檀家に寄付金の募集中)さらに、この場所に自治会館を建設して学区民の一時避難場所の指定も受けたいと考えています。

ぜひ岩倉北学区の現状を御理解賜り、京都府及び京都市との密なる連携のもと一日も早く急傾斜地崩壊防止工事の実施をお願いいたします。

なお、長源寺は、国指定の重要文化財、阿弥陀如来像を所持していますが、当寺は、古く、また湿気も多いことから管理に適していないため、国立博物館に仮安置されています。

当寺を改築した際には、国(文科省)、京都府の補助のもと安置施設を設置するため、国、京都府の担当者による当寺への視察も済んでいます。

回 答**(京都府京都土木事務所)**

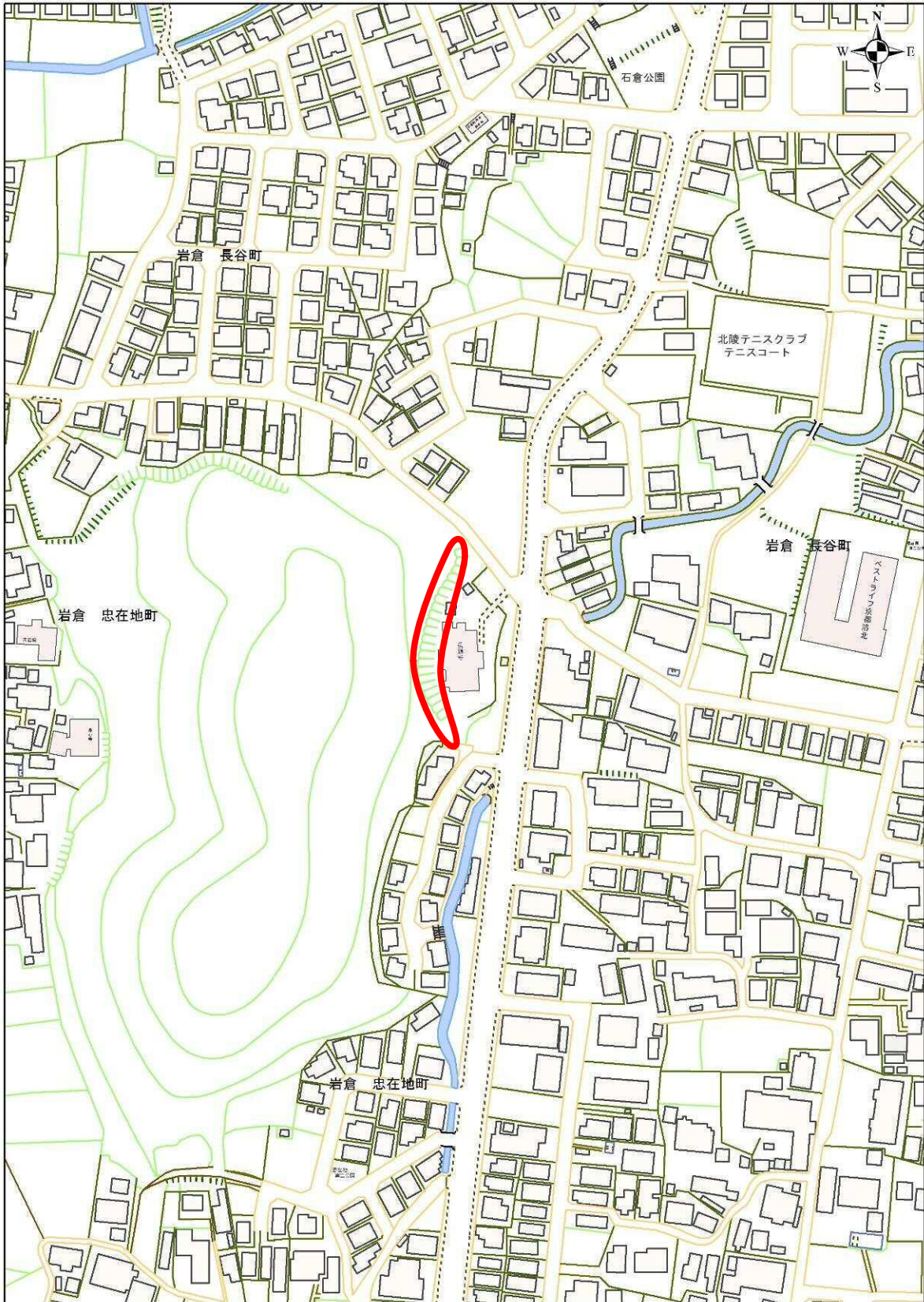
急傾斜地崩壊防止工事の実施可否について、平成31年3月に現地状況の調査を行うとともに採択要件の検証等を行いました。

京都府全体では2千カ所を超える要対策箇所があることから、近年の被災状況や保全対象に要配慮者利用施設がある箇所等を優先して事業を実施することとしており、本地区は事業着手するまでに相当期間を要するものと考えます。

(左京区役所)

当該箇所につきましては、平成28年度に地元からの要望書を受領したことを受け京都府に対し、一昨年度、昨年度に急傾斜地崩壊対策事業の実施を、京都府に要望しており、引き続き、情報提供や協議等、京都府との連携を図ってまいります。

地図



特記事項:

1:2,000